

2 「合併後2年～5年で調整する」項目のうち、平成22年度以降に引き続き調整を行う項目
平成22年度中に調整を行った項目（23項目）

専門 部会	分科会	番 号	項目名	調整の具体的な内容 (合併協議)	統一時 期等	担当部署		調整内容
総務・企 画部会	企画分科 会	2	国土利用計画 策定等関係事 務	・津市、久居市の国土利用計画は廃止し、新市国土利用計画を 策定する。	合併後3 年	政策財 務部	政策課	調整済 平成20年3月策定の「津市総合計画基本構想」及び平成 22年7月策定の「津市都市マスタープラン」において、本市 における土地利用の基本方針を定めた。 これらを踏まえ、国土利用計画の策定の是非を含め検討 を行ったところ、国土利用計画法に基づく市町村計画を改 めて策定する必要性は低いと考えられることから、本市にお ける国土利用計画は策定しないこととした。
総務・企 画部会	企画分科 会	10	地方拠点都市 関係事務	・現行のまま継続し、基本計画の見直しを行う。 ・地方拠点法に基づく地域指定は、津地域と松阪地域が一体と なって指定を受けたものであり、両地域とも、合併特例法の期限 内を目途とした合併を進めており、そのことにより既存の枠組み に変化が生じることから、引き続き検討を進める。 ・基本計画の見直しについても、合併の状況を見ながら引き続 き検討を進める。	合併後3 年	政策財 務部	政策課	調整済 基本計画の計画期間については、平成5年度から概ね1 5年となっており、本市として当該計画に位置付けた事業 は、概ね完了している。 なお、拠点法に関する国の動向が不明確であることから、 今後、国の動向、また、松阪市の事業の進捗状況も踏ま え、計画継続の是非も含めた取扱について、松阪市等と協 議していく。
市民部会	市民活動 分科会	1	市民交流計画	新市に移行後、新市民交流計画を策定する。 ○津市市民交流計画の策定に当たっては、コミュニティづくりの原 点が地域であることから、地元自治会をはじめ各種団体の声が 反映されるよう、アンケート調査や懇談などを行うとともに、コミュ ニティ施設である市民センターや公民館の館長との意見交換を 行ってきた。 ○新市においても、新たな市域の中での計画づくりは地元懇談 会やアンケート調査を行うことで策定していく必要があることか ら、新市に移行後3年程度を目途に調査期間を設け策定してい く。	合併後3 年	市民部	市民交 流課	調整済 津市総合計画における「地域かがやきプログラム」に基づ き、各地域において自主的かつ多様な市民活動が展開さ れているところであり、市としてこうした活動を支援、充実さ せていくことが今後の活力あるまちづくりにつながるものと考 えている。 このため、市民交流計画策定に係る当初の目的である多 様な市民活動の推進が展開されていることに鑑み、当該計 画の策定に替え、市民活動の取り組みを情報提供するな ど、市民活動の活発化を促す取り組みを進める。

専門 部会	分科会	番 号	項目名	調整の具体的な内容 (合併協議)	統一時 期等	担当部署		調整内容
市民部会	防災交通安全分科会	22	交通安全活動 団体	(津市交通安全対策会議) ・合併と同時に組織を一元化する方向で調整する。 ・各団体の役員、事務局と協議し、構成メンバーの人選及び設置時期の検討をする。 ・各団体の負担金については新市において調整する。 ・交通安全協会補助金については、合併時まで統一する。 (交通安全父母の会) ・組織は一元化し、補助金については随時調整する。(合併後3年程度) (交通指導員会) ・合併後、速やかに新制度を設立する。 (雲出地区、高茶屋地区、旧久居市、旧安濃町の交通安全クラブ等への補助金) ・当分の間現行のとおり	合併後3年	市民部	市民交流課	調整済 交通安全父母の会の一元化については、各学校により同会が存在するところと存在しないところがあり、また、同会連絡協議会の加盟校のうち6校が脱会している現状を踏まえ、一元化によるメリットが見込めないため、現行組織のままとする。 ・津市交通安全対策会議(調整済) ・交通指導員会(調整済) ・雲出地区等の交通安全クラブ等への補助金(調整済)
市民部会	地域調整分科会	11	隣保館運営事業	基本的には職員体制等も含め、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、施設利用料については、合併後3年程度を目処に調整していく。	合併後3年	市民部	地域調整室	調整済 各地域により個々の施設利用体系があるため、施設使用料及び減免措置については現行のままとする。 なお、見直しについては必要に応じ現行に即した形で調整を進めていく。
都市計画部会	都市計画分科会	3	都市計画の地域地区等の決定及び変更	・新市において、新たに定めるものとする。	合併後5年	都市計画部	都市計画課	調整済 平成22年7月に津市都市マスタープランを策定したことから、その方針に基づき地域地区等の決定及び変更等に努める。

専門 部会	分科会	番 号	項目名	調整の具体的な内容 (合併協議)	統一時 期等	担当部署		調整内容
都市計画 部会	都市計画 分科会	9	都市計画のマスタープラン	新市の都市計画区域に基づき、都市マスタープランを一元化する必要があるが、現在策定中の県都市マスタープランとの整合も必要である。 また、新市都市マスタープラン策定までの間は、上位計画の考え方を基に、現行の各都市マスタープランの趣旨も踏まえて対応する。	合併後5 年	都市計 画部	都市計 画課	調整済 平成22年7月に津市都市マスタープランを策定した。
都市計画 部会	公園緑地 分科会	1	緑の基本計画の 策定		合併後5 年	都市計 画部	都市計 画課	調整済 平成22年10月に津市緑の基本計画を策定した。
都市計画 部会	建築指導 分科会	5	改正都市計画 法及び建築基 準法による白地 規制にかかる規 制	津市の指定方針と現在三重県と各市町村との間で、進められている指定方針と調整	合併後5 年	都市計 画部	建築指 導課	調整済 平成22年7月策定の津市都市マスタープランと現在の状況とを勘案し、顕著な問題がないことから、現規制を変更しないこととした。 なお、今後、本市に存する三都市計画区域の大きな見直しが行なわれる際には、改めて検討する。
建設部会	道路建設 分科会	5	市町村道の路 線認定、変更、 廃止	現在市町村道に認定されている道路については、新市において市道として引き継ぐものとする。合併後は、新たに認定基準を作成し、統一的な認定業務を行っていく。又、認定時期については、原則年1回とする。	合併後3 年	建設部	建設政 策課	調整済 平成21年度に道路台帳の統合を行う等、新たな市道認定道路台帳作成基準を作成し、統一的な認定業務を行っている。 今後とも行政データとして一層の活用を図るよう台帳の更新改良を進める。

専門 部会	分科会	番 号	項目名	調整の具体的な内容 (合併協議)	統一時 期等	担当部署		調整内容
上水道部 会	水道工務 分科会	16	水道業務無線	新市において、地域防災無線との統合化を調整する。	合併後3 年	水道局	工務課	調整済 地域防災無線との統合化を調整した。 今後整備するデジタル移動系防災行政無線との整備統 合について、引き続き関係部局と調整を進める。
教育文化 部会	学校教育 分科会	27	給食施設の整 備	・自校方式で行っているところについては、各施設の築年数経 過及び衛生管理面の状況を踏まえ、センター方式による施設整 備の導入を図る。 ・衛生管理上問題のない施設については、現行どおり自校方式 で実施する。	合併後3 年	教育委 員会事 務局	学校教 育課	調整済 市内の全中学校において、給食を実施するため、津市中 央学校給食センターの平成23年9月からの供用開始を目 指し建設工事に着工するとともに、対象校である津・久居地 域の中学校給食未実施の11校の給食受入施設改修工事 を施工した。 また、美杉中についても、美杉小からの親子給食により平 成23年9月から給食が実施できるよう美杉小の給食施設改 修工事を施工した。 なお、小学校給食については、自校方式を基本としつ つ、拠点校方式も視野に入れ、検討を行った。
教育文化 部会	学校教育 分科会	29	給食費に関する こと	・給食費の徴収額が同一となるよう、各市町村の状況も踏まえな がらも、給食センターの整備と調整を図りながら、給食の食材・ 実施回数等を調整する。	合併後3 年	教育委 員会事 務局	学校教 育課	調整済 一志地域で米飯給食を他地域と同様週3回程度実施し、 併せて給食費の見直しを行った。 基本献立の実施、小学校1年生の給食開始日の調整等 諸条件の整備を行った。

専門 部会	分科会	番 号	項目名	調整の具体的な内容 (合併協議)	統一時 期等	担当部署		調整内容
教育文化 部会	学校教育 分科会	30	学校給食協会 に関すること	・新市において、学校給食協会を組織し、物資の共同購入等事業内容の調査や調整を行い、地域の実情に応じて、共同購入の方法等を段階的に調整していく。	合併後3 年	教育委 員会事 務局	学校教 育課	調整済 平成22年度から基本献立を実施するとともに、地域の特性を活かすため、地域の実情に応じた地産地消に取り組んでいる。 また、津市中央学校給食センターの食材調達についても地産地消が進むよう関係機関と協議を行った。 ・学校給食協会の組織化(調整済)
教育文化 部会	スポーツ 振興分科 会	1	体育館	施設は、新市に引き継ぐ。受付方法、申込期間、使用料等は次のとおり調整中。 ①施設の受付方法 受付場所は、現在の市町村の受付場所を確保する。また、各施設で他の施設の申し込みもできる方策を合併までに検討する。 ②申込期間 申込期間(6か月前)が長い芸濃町に合わせて統一する。 ③施設使用料 施設の利用時間区分の統一化を図り、それに伴う使用料の変更を検討する。 ④休館日・開館時間 休館日・休業日は、津市に合わせて統一する。開館時間等も、標準化の方向で施設ごとに検討する。 ⑤施設の維持管理 新市の地域を分割して、その地域に拠点施設を置き、その拠点施設がエリア内の施設の維持管理を行う。 ⑥施設の年次修繕計画 バリアフリーや使い勝手、古さなどを調査し、ランクを付けて修繕計画を作成する。 ⑦施設の民間委託 民間に委託できるところは、合併と同時にやっていく。 ⑧施設予約システム 津市の例により調整する。 ⑨施設の在り方 新市の地域を分割して、その地域での日常活動(練習)の場所として活用する。 ⑩使用料の減免 受益者負担の原則により津市・久居市の例により減免を極力少なくする方向であるが、スポーツ施設以外にも市の施設は多くあり減免を行っているため、他の分科会での調整も含め検討する。	合併後3 年	スポー ツ・文化 振興室	スポーツ 振興課	③調整済 テニスコートの使用料について、コート種別と照明料金の統一を行った。(平成23年4月1日施行) ⑨調整済 平成22年5月に策定した津市スポーツ施設基本構想に基づき整備方針を策定した。 ①施設の受付方法(調整済) ②申込期間(調整済) ④休館日・開館時間(調整済) ⑥施設の年次修繕計画(調整済) ⑦施設の民間委託(調整済) ⑧施設予約システム(調整済) ⑩使用料の減免(調整済)
教育文化 部会	スポーツ 振興分科 会	2	野球場		合併後3 年	スポー ツ・文化 振興室	スポーツ 振興課	
教育文化 部会	スポーツ 振興分科 会	3	運動広場・グラ ウンド		合併後3 年	スポーツ 文化振 興部	スポーツ 振興課	
教育文化 部会	スポーツ 振興分科 会	4	テニスコート		合併後3 年	スポーツ 文化振 興部	スポーツ 振興課	
教育文化 部会	スポーツ 振興分科 会	5	プール		合併後3 年	スポーツ 文化振 興部	スポーツ 振興課	
教育文化 部会	スポーツ 振興分科 会	6	ゲートボール場		合併後3 年	スポーツ 文化振 興部	スポーツ 振興課	
教育文化 部会	スポーツ 振興分科 会	7	トレーニング室		合併後3 年	スポーツ 文化振 興部	スポーツ 振興課	
教育文化 部会	スポーツ 振興分科 会	8	その他スポーツ 施設		合併後3 年	スポーツ 文化振 興部	スポーツ 振興課	

専門 部会	分科会	番 号	項目名	調整の具体的な内容 (合併協議)	統一時 期等	担当部署		調整内容
教育文化 部会	文化振興 分科会	15	郷土資料の研 究・収集・保存	・各市町村の収蔵品は、当面原状のまま保管する。 ・新規の寄贈資料(主に民俗資料)受入については、収集方 針、受入条件等を調整し、マニュアルを作成する。	合併後3 年	教育委 員会事 務局	生涯学 習課	調整済 既存資料の台帳作成及びデジタル化を完了したことか ら、平成23年度に資料管理マニュアルを作成する。